

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第23条の規定に基づき、身分証明書に関する達を次のように定める。

平成25年3月11日

防衛大学校長 國分良成

身分証明書に関する達

改正

令和2年12月22日防衛大学校達第17号

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校の職員（事務官、技官及び教官）及び学生（理工学研究科学生及び総合安全保障研究科学生を含む。）。（以下「職員等」という）の身分証明書に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（携行及び使用の心得）

第2条 職員等は身分証明書を常に携行し、職員等としての身分を明らかにする必要がある場合には、これを提示しなければならない。

2 職員等は、身分証明書を他人に貸与し、譲渡し、又は改変し不正に使用してはならない。

（発行及び交付の事務）

第3条 身分証明書の発行及び交付の事務は、総務部総務課長が行う。

（発行及び交付の時期）

第4条 身分証明書の発行又は交付の時期は、職員等として採用されたとき及びICカードである身分証明書を有していない者が転入したときとする。

（様式及び規格）

第5条 ICカードである身分証明書の様式は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第23条第6項によるものとする。

2 前項及びICカード以外の身分証明書の様式及び規格は、別記様式第1のとおりとする。

(交付基準)

第6条 ICカードである身分証明書の交付対象者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 指定職俸給表の適用を受ける職員
  - (2) 行政職(一)俸給表の適用を受ける職員
  - (3) 行政職(一)俸給表以外の職員で、業務上必要とする職員
- (発行及び交付の手続)

第7条 身分証明書を発行する場合には、身分証明書及び身分証明書管理台帳(別記様式第2)に所要事項を記載する。

2 前項の手続を経た身分証明書の交付に際しては、被交付者が自署する。

(亡失の報告)

第8条 職員等は、身分証明書を亡失した場合には、速やかに亡失報告書(別記様式第3)を提出しなければならない。

(再交付)

第9条 総務部総務課長は、前条の規定により亡失報告書の提出があった場合には、第7条の規定に準じて、速やかに身分証明書の再交付を行う。

(更新)

第10条 職員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定に準じて身分証明書の更新を行う。

- (1) 記載事項に変更を生じたとき。
- (2) 容貌が写真と著しく相違したとき。
- (3) き損又は汚損したとき。
- (4) 身分証明書の有効期限が到来したとき。
- (5) その他必要と認めたとき。

2 前項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当することにより身分証明書を更新するときは、現に交付している身分証明書を回収し、第7条の規定に準じて新たに身分証明書を交付する。

3 第1項第3号に該当することにより身分証明書を更新するときは、再交付申請書(別記様式第4)に現に交付している身分証明書を添えて申請をしなければならない。

(記録)

第11条 身分証明書の交付及び返納等に際しては、身分証明書管理台帳により、交付等の状況を明らかにしておかなければならない。

2 防衛大学校以外で交付されたICカードである身分証明書を有している者が転入した場合、交付事務を行う総務部総務課長は、当該身分証明書を身分証明書管理台帳に登録して管理するものとする。

(返納)

第12条 職員等は、退職又は転出したときは直ちに身分証明書を返納しなければならない。

- 2 ICカード以外の身分証明書を保有する者が、ICカードである身分証明書の交付を受けた場合は、直ちに従前の身分証明書を返納しなければならない。

附 則

この達は、平成25年3月11日から施行する。

附 則（令和2年12月22日防衛大学校達第17号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

別記様式第1（第5条関係）

（1）ICカードである職員の身分証明書



（裏）

発行番号 第×××××号	生年月日 昭和××年××月××日 (DATA OF BIRTH) ××××××××
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この証明書は、職務に従事するときは、常に携帯しなければならない。</li> <li>2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li> <li>3 この証明書は、防衛省の職員でなくなったときは、直ちに返納しなければならない。</li> <li>4 この証明書の記載事項に変更等があったときは、再交付を受けなければならない。</li> <li>5 この証明書の紛失時は、記載の連絡先まで速やかに届け出ること。</li> <li>6 この証明書を、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないこと。</li> </ol> <p style="text-align: center;">【この証明書を拾得された方は、表面の発行機関までご連絡ください。】</p>	

（2）ICカード以外の職員の身分証明書



(裏)

発行番号 第	号	生年月日 (DATE OF BIRTH)
<b>注 意 事 項</b> この証明書は本人の身分を証明するものであって、常に携帯するとともに次の事項を守らなければならない。 1 他人に貸与もしくは譲渡し又は複製事項を変更してはならない。 2 き損若しくは汚損をしたとき、又は亡失したとき又は複製事項に変更を主じた場合は直ちに再交付を受けなければならない。 3 盗難又は転出したときは直ちに返納しなければならない。 4 この証明書を折り曲げたりしないこと。  【この証明書を拾得された方は、表面の発行機関までご連絡下さい。】		

(3) 学生の身分証明書

(表)

第	号	身分証明書	<input type="text"/>
写 真	IDENTIFICATION CARD 平成 年度 <input type="text" value="1"/> 学生		
	氏 名 (NAME) DATE OF BIRTH 上記の番付防衛大卒校の学生であることを証明する。 This is to verify that the above person is <input type="text" value="2"/> of National Defense Academy		
有効期限 年 月 日	防衛省防衛大学校長 President, National Defense Academy, Ministry of Defense		

(裏)

<b>注 意 事 項</b> この証明書は本人の身分を証明するものであって、常に携帯するとともに次の事項を守らなければならない。 1 他人に貸与し若しくは譲渡し又は複製事項を変更してはならない。 2 き損若しくは汚損したとき、又は亡失したとき又は複製事項に変更を生じた場合は直ちに再交付を受けなければならない。 3 本校学生の身分を失ったときは直ちに返納しなければならない。 4 この証明書を、折り曲げたりしないこと。  発行機関：防衛省防衛大学校 TEL：046-841-3810 (代)
--

- 備考：1 身分証明書の材質は合成樹脂とする。  
2 身分証明書の写真は、正面向、脱帽、上半身像とする。  
3 学生の身分証明書の□の中には、JRの指定番号を、□の箇所には本科、研究科別を、□の箇所には、a cadet、studentの別を記載する。

別記様式第2（第7条関係）

身分証明書管理台帳  
（IC・非IC・他機関発行）

発行番	発行号	発行年月日	所属	官職	氏名	生年月日	受領	返納年月日	備考

備考：備考欄には整理上必要な事項を記入する。

別記様式第3（第9条関係）

	年 月 日
防衛大学校長 殿	
所 属 官 職 ふりがな 氏 名	
身分証明書亡失報告書	
私は、下記のとおり身分証明書を亡失したので報告いたします。	
記	
1 身分証明書番号	第 号
2 亡失の日時	
3 亡失の場所	
4 亡失の状況	

備考：1 様式の大きさはA4とする。  
2 亡失の状況は詳細に記載する。

別記様式第4（第10条関係）

	年 月 日
防衛大学校長 殿	
所 属 官 職 ふりがな 氏 名	
身分証明書再交付申請書	
下記理由により再交付を申請いたします。	
記	
理由	

備考：様式の大きさはA4とする。